

香川県報



第 20 号

平成 17 年

3月11日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）

ページ

告示	○新たに生じた土地を確認した旨の届出 ○字の区域に編入する旨の届出 ●武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による指定地方公共機関の指定	（自治振興課） （ ） （ ） （ ）	一
	○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 ○生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出（ ○介護保険法の規定による事業者の指定 ○漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定（二件）	（健康福祉総務課） （ ） （長寿社会対策課） （二件）	二
	○道路の区域変更 ○河川整備基本方針の策定 ●平成十二年香川県告示第三百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部改正 ○道路の位置指定	（水産課） （道路保全課） （河川砂防課） （都市計画課） （建築課）	三 四 四
公告	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請 ○香川地域森林計画の計画書及び森林計画図の縦覧 ○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 ○土地改良事業の適否決定（二件） ○土地改良事業の認可（二件） ○土地改良事業の同意	（県民参画課） （みどり整備課） （経営支援課） （土地改良課） （ ） （ ）	五 六

○土地改良事業計画変更の認可
○土地改良区の定款の変更の認可
○土地改良区の役員就退任の届出
○土地改良事業に係る換地処分届出

教育委員会公告

○総合評価一般競争入札の実施

正誤

○平成十七年三月四日（香川県報第九二二五号）香川県公告第四百四十五号中訂正

七

告示

●香川県告示第三百三十六号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、丸亀市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、丸亀市長から届出があった。
平成十七年三月十一日

位	置	面	積
丸亀市本島町笠島字城根三四五の四、三七四の六、三七四の七の地先の公有水面埋立地		五、四四八・四五平方メートル	

●香川県告示第三百三十七号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十七年三月十二日から編入する旨、満濃町長から届出があった。
平成十七年三月十一日

上	下
仲多度郡満濃町大字炭所東字東	仲多度郡満濃町大字炭所東字上エ山二二四の一部、

香川県知事 真 鍋 武 紀

谷	二二二五、二二二六、二二二七の一、二二二七の二の一部、二二二八の一部、二二二九の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部
	仲多度郡満濃町大字炭所東字前畑三三七一、三三七六の一に隣接する道路・水路である町有地の全部

●香川県告示第百三十八号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第二項の規定による指定地方公共機関として平成十七年三月十一日次のとおり指定した。

平成十七年三月十一日

名 称	所 在 地
四国ガス株式会社	愛媛県今治市南大門町二丁目二番地四
高松琴平電気鉄道株式会社	高松市栗林町二丁目一九番二〇号
社団法人香川県バス協会	高松市西の丸町一番二六号
社団法人香川県トラック協会	高松市福岡町三丁目二番三三〇号
ジャンボフェリー株式会社	兵庫県神戸市中央区新港町三番七号
宇高国道フェリー株式会社	高松市北浜町一番一号
香川県離島航路事業協同組合	高松市サンポート八番二二二号
社団法人香川県医師会	高松市番町五丁目四番一五号

●香川県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	指定訪問看護事業者	訪問看護ステーション	所在地
	主たる事務所の所在地		

平成一七、一、一	高瀬町	三豊郡高瀬町大字下勝 間二三七三番地	高瀬町立 西香川病院 訪問看護ステーション	三豊郡高瀬町 比地中二九八 六番地三
----------	-----	--------------------	-----------------------	--------------------

●香川県告示第百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成一六、一二、三一	渡辺内科医院	綾歌郡宇多津町二三八四番地一

●香川県告示第百四十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び 所在地	申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七七〇一 〇三五六六	居宅介護支援事業所そよの里 高松市福岡町三丁目一五番三八号	有限会社そよ風 代表取締役 中川匡 高松市福岡町三丁目一五番三八号	平成十七年 三月一日	居宅介護 支援
三七七〇二 〇〇六六九	ケアタウン城下町 丸亀市中府町五丁目九番五号	フジファミリー株式会社 代表取締役 横山正行	〃	特定施設 入所者生 活介護

三七七〇七 〇〇一八九	指定居宅介護支援事業 所フラインケア 東かがわ市松原一七〇 〇番地一五	有限会社フラインケア 取締役 尾崎香保里 東かがわ市松原一七〇 〇番地一五	〃	居宅介護 支援
三七七二一 〇〇五一八	デイサービスセンター くすの木 木田郡三木町大字池戸 二二六二番地	株式会社讃光 代表取締役 松原祐子 木田郡三木町大字池戸 二二六三番地一	〃	通所介護
三七七一四 〇〇四五八	グループホーム悠悠せ んねん村 香川郡香南町西庄六九 二番地一	悠悠有限公司 代表取締役 香川睦子 香川郡香南町西庄一八 二番地一	〃	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七一六 〇〇六五一	株式会社コムスン中讃 ケアセンター 仲多度郡多度津町西港 町六四一三	株式会社コムスン 代表取締役 樋口公一 東京都港区六本木六丁 目一〇番一号	〃	訪問介護
三七七〇一 〇三五九〇	デイサービス結 高松市木太町二七六八 番地三	有限会社結 代表取締役 松木雅子 高松市木太町二七六八 番地三	平成一七年 三月七日	通所介護

●香川県告示第百四十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、坂手加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があつ

たと認めたので告示する。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第百四十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、北浦加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めたので告示する。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年三月十一日から同年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 四百三十八号
- 三 道路の区域

区 間		変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡満濃町大字炭所西字塩田 二六一七番二地先から	仲多度郡満濃町大字炭所西字西の 岡二二六六番一地先まで	前	五・〇 一〇・〇	七三〇	道路改修工 事による現 道拡幅
後			一二・五 三二・五	七三〇	

●香川県告示第百四十五号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定により、桜川水系河川整備基本方針を平成十七年二月二十一日別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、香川県土木部河川砂防課及び香川県普通寺土木事務所建設第二課並びに普通寺市建設経済部土木課及び多度津町建設下水道課において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第四百十六号

平成十二年香川県告示第三百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 (一)の表53の2の項を次のように改める。

53の2 丸亀市道 馬指烏田線	丸亀市綾歌町栗熊東内 国道三十二号との交点 から同市綾歌町栗熊西 内国道三十二号との交 点に至る区間	丸亀市	市道馬指原 線との交点	綾歌町栗熊 西内国道三 十二号との 交点
--------------------	--	-----	----------------	-------------------------------

●香川県告示第四百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 坂土指道 第十五号
 - 二 指定年月日 平成十七年二月二十五日
 - 三 指定道路の位置 綾歌郡飯山町東坂元字楠見二〇五六
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・四〇メートル（四・四四メートル）
延長 四四・五五メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供

する。

公 告

●香川県公告第五百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年四月二十八日まで縦覧に供する。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十七年二月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人かがわサンサン倶楽部

佐野 昭三

綾歌郡綾歌町岡田下三五三番地一

三 定款に記載された目的

この法人は、長い年月と風雪を経て、多くの人々の手で築きあげられた町や集落と、次世代に継ぎたい地域に根ざした暮らしや、民家、町並みの現実的意義を再確認し、生活文化の深度から再生回復を図り、我が国の民家再生及び、活性化に貢献することを目的とする。

●香川県公告第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により平成十七年二月二十八日香川地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により当該計画に係る計画書及び森林計画図を香川県環境森林部みどり整備課、香川県東部林業事務所、香川県西部林業事務所及び香川県小豆総合事務所森林整備室において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十六年香川県公告第百八号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三二〇番一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により坂出市から聴取した意見の概要
意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

- 1 意見書を提出した者
坂出商工会議所
- 2 意見の概要
計画地の南面にさぬき浜街道への出入口が新設される。この出入口の近くには両景橋東交差点があり、アクセスポイントのあるさぬき浜街道の東向きは、高速運転をしている車両も見受けられる。また、両景橋東交差点でUターンする車両も見受けられるという交通安全上の課題があるため、届出書に記載されている対策を確実に実行していただきたい。また、開店後に問題が発生した場合は、速やかな対応を願いたい。

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課
- 2 縦覧期間
平成十七年三月十一日（金曜日）から同年四月十一日（月曜日）まで

●香川県公告第百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、立満池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事

業龍満池地区）を行うことについて平成十七年二月二十二日適当と決定した。その関係書類を香川町建設課において平成十七年三月十八日から同年四月七日まで縦覧に供する。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月二十八日適当と決定した。その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月十八日から同年四月七日まで縦覧に供する。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
木田郡庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業つんぼ池地区	庵治町建設経済課
〃	単独県費補助土地改良事業藤代一号池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業八池西地区	〃

●香川県公告第百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市三谷土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業白坂南地区）を行うことについて平成十七年二月二十四日認可した。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法

第十条第一項の規定により、坂出市松山土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業（ほ場整備事業）松山中村地区）計画を変更することについて平成十七年二月二十八日認可した。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、東かがわ市が（単独県費補助土地改良事業芦尾池地区）を行うことについて平成十七年二月二十四日同意した。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市下笠居土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業神在川窪地区）計画を変更することについて平成十七年二月二十八日認可した。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、香川町南部土地改良区の定款の変更を平成十七年二月十八日認可した。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、観音寺市柞田土地改良区から役員（の）の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	秋山 忠敏	観音寺市柞田町甲二二番地	平成一七、二六、二〇
〃	松本 泰則	〃	〃
〃	大西 洋	甲一〇二四番地	〃
〃	松尾 俊	乙三〇六番地	〃
〃	岡田 清	乙二〇六九番地二	〃
〃	牧野 忠弘	乙三三一五番地	〃
〃	大西 利明	乙二八九番地	〃
〃	美藤 和夫	乙一〇七一番地	〃
〃	岸上 修	丙一二五一番地一	〃
〃	竹澤 一夫	丙一九九一番地一	〃
〃	楠井 泰功	丙六〇八番地	〃
監事	西川 弘	甲二一五〇番地	〃
〃	久保 稔	乙二六一六番地一	〃
〃	守谷 襄	丙一〇三番地	〃
二 就任した役員			
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	秋山 忠敏	観音寺市柞田町甲二二番地	平成一七、二六、二一
〃	松本 泰則	〃	〃
〃	大西 房男	甲一〇七四番地二	〃
〃	松尾 俊	乙三〇六番地	〃
〃	大塚 滉	乙二六一九番地二	〃
〃	牧野 忠弘	乙三三一五番地	〃
〃	牧 耕市	乙二九二番地一	〃
〃	合田 剛志	乙一〇七五番地	〃
〃	岸上 明弘	甲五九五番地二	〃
〃	竹澤 一夫	丙一九九一番地一	〃

楠井 泰功	〃	〃	丙六〇八番地
監事 大西 貞則	〃	〃	甲一〇八七番地
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
富田 義光	〃	〃	乙二六四一番地
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
守谷 襄	〃	〃	丙一〇三番地
〃	〃	〃	〃

●香川県公告第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、満濃町土地改良区から平成十七年二月二十三日土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）東谷地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

教育委員会公告

●香川県教育委員会公告第四号

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本広告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年三月十一日

香川県教育委員会教育長 和 泉 幸 男

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 香川県立図書館情報システム開発・運用業務 一式
- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 契約締結日から平成二十二年十一月三十日まで
- 4 入札方法 入札者は、入札書を含む提案書等を提出すること。必要書類の種類及び部数については入札説明書による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に

当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 香川県（以下「県」という。）が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。
- 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告の日から過去五年以内に、国（公社・公団等を含む。）若しくは地方公共団体と同規模又はそれ以上の図書館情報システム開発の契約を締結し、当該契約を完結又は履行中であることの実績を証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十七年三月二十三日午後五時までに四の1の(二)の(2)の場所に提出し、当該書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該業務を受託することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 提案書等の提出及び入札等

1 提案書等の提出

(一) 提案書等を持参する場合

- (1) 日時 平成十七年四月二十二日午後一時から午後二時まで
- (2) 場所 香川県立図書館二階研修室

(二) 郵便又は信書便による入札 可とする。ただし、郵便による送付とし書留親展のものに限る。

(1) 受領期限 平成十七年四月二十二日正午

(2) 送付先 郵便番号七六一〇三九三 高松市林町二二七一九 香川県立図書館総務課

(三) 提案書等のすべての書類が揃っていない場合は失格とする。

2 入札

(一) 日時 平成十七年四月二十二日午後二時

(二) 場所 香川県立図書館二階研修室

3 入札説明会の日時及び場所

平成十七年三月十七日午後二時 香川県立図書館二階研修室

五 落札者の決定方法

県が設定する予定価格に百五分の百を乗じて得た金額の範囲内の価格で入札した者であつて、仕様書記載の要件をすべて満たし、かつ、別記の香川県立図書館情報システム開発・運用業務に係る落札者決定基準により得られた各項目の加点の合計が最も高い者を落札者とする。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 規則第二百五十二条各号に該当する場合は免除

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第一百七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない

事由がある場合は、この期間を延長することができる。

6 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

7 契約書作成の要否 要

8 問い合わせ先 郵便番号七六一〇三九三 高松市林町二二七一九 香川県立図書館総務課 電話番号〇八七―八六八―五六七

9 その他 詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and quantity of the services to be required : Kagawa Prefectural Library Information System, 1 set

2 Time-limit for tender: 2:00 p.m., April 22,2005 (By mail,tenders must be submitted by 12:00 p.m., April 22,2005)

3 Contact point for the notice: General Affairs Division, Kagawa Prefectural Library, 2217-19, Hayashicho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 761-0393. TEL 087-868-0567

4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

香川県立図書館情報システム開発・運用業務に係る落札者決定基準

要件分類	評価項目	ポイント
ソフトウェア機能要件	県立図書館の要求事項を理解し、県民サービスの向上、業務効率の向上、コストパフォーマンスの向上が期待されるシステムが提案されているか。	150
システム基盤要件	システムの信頼性、安定性、効率性の確保が期待されるシステム基盤が提案されているか。	130
データ移行要件	データの完全性とシステムとの整合性が確保される移行計画が提案されているか。	20

情報セキュリティ要件	県立図書館が取扱う重要な情報及びサービスの機密性、完全性、可用性の確保が期待されるセキュリティ機能・体制が提案されているか。	50
運用・保守要件	継続的なサービスの提供を行うために必要なサポート内容が提案されているか。	180
研修・Web-OPAC 解析要件	操作方法の十分な理解が得られる研修が提案されているか。 県内公共図書館との横断検索について、実な対応が提案されているか。	20
開発スケジュール要件	期間内に無理なく構築が行えることが期待されるスケジュールが提案されているか。	20
業務管理要件	プロジェクトについて実現可能かつ具体的な実施方針が提案されているか。	60
価格	入札価格が予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。 630点×(1ー入札価格×1.05/予定価格)	630

合計点数 1,260点満点

正 誤

平成十七年三月四日（香川県報第九二二五号）香川県公告第百四十五号中訂正

八ページ	上段	誤	一一〇一一一一
	正	正	一一〇一一一一

平成十七年三月十一日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています